

ぐんま結婚応援パスポート事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚を希望する県民を応援する機運醸成を図ることを目的とするぐんま結婚応援パスポート事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)ぐんま結婚応援パスポート事業

新婚夫婦又は結婚を予定している男女(以下「新婚夫婦等」という。)が、第3号に掲げる協賛店舗等において、ぐんま結婚応援パスポート(以下「結婚パスポート」という。)を提示することにより、割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を受けることができるぐんま結婚応援パスポート事業(以下「結婚パスポート事業」という。)をいう。

(2)新婚夫婦等

平成28年4月1日以降に、戸籍法第74条及び民法第739条に基づく婚姻届を提出、又は提出を予定している男女のうち以下の者をいう。ただし、当該婚姻届は、民法第740条により受理されたもの、あるいは受理される見込みのものでなければならない。

①県内市町村に提出、又は提出を予定している男女

②県外市区町村に提出、又は提出を予定している男女(少なくともどちらか一方が県内に住所を有するか、県外に住所を有するが、少なくともどちらか一方が県内に通学または通勤していること)

③県外市区町村に提出後、1年以内に転居により県内に住所を有することとなった男女

(3)協賛店舗等

結婚パスポート事業に協賛し、結婚パスポートの使用者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。

(4)協賛ステッカー

協賛店舗等が掲示し、協賛店舗等である旨を表示するための協賛ステッカーをいう。

(5)実施市町村

結婚パスポート事業を実施する県内市町村をいう。

(6)結婚パスポート

実施市町村において、婚姻届を提出した新婚夫婦に1枚配付されるもの、及び、県において各種申請書を受理した新婚夫婦又は、結婚を予定している男女に1枚配付されるものをいう。

(7)特典

協賛店舗等で任意に定めた割引やポイント・スタンプ等の優遇などのサービスをいう。

(結婚パスポート事業の実施体制)

第3条 県及び実施市町村は、共同して結婚パスポート事業を行うものとする。

2 県は、結婚パスポート事業の趣旨を市町村、県民及び店舗・施設・企業等に周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1)婚姻届の提出を予定している男女に対して、様式第1号による申請を受け、結婚パスポートを配付すること(配付の際、パスポート表面に有効期限(配付日から1年後の日)を西暦で記入)。

例 配付日:平成28年10月6日 → 有効期限:2017年10月5日

(2)婚姻届を既に提出した以下の者に対して、様式第2号による申請を受け付け、結婚パスポートを配付すること。

①平成28年4月1日から10月2日の間に実施市町村に婚姻届を提出した新婚夫婦

(有効期限:2017年10月2日)

- ②平成28年10月3日以降、実施市町村において業務時間外に婚姻届を提出し、結婚パスポートを受け取れなかった新婚夫婦
 - ③平成28年4月1日以降、県外市区町村に婚姻届を提出した新婚夫婦(少なくともどちらか一方が県内に住所を有するか、県外に住所を有するが、少なくともどちらか一方が県内に通学または通勤していること) (②及び③の有効期限:婚姻届提出日から1年後の日)
- (3)結婚パスポートの再交付を希望する新婚夫婦等に対して、様式第3号による申請を受け、結婚パスポートを配付すること。
- (4)店舗、施設、企業等に対し、結婚パスポート事業への協賛を依頼すること。
- (5)結婚パスポート及び協賛ステッカー、制度周知チラシ等を作成すること。
- (6)協賛店舗等に協賛ステッカーを配付すること。
- (7)ホームページ等を通じて、結婚パスポート事業についての情報提供を行うこと。
- (8)結婚パスポート事業全般の運営及びその見直しに関すること。
- (9)その他結婚パスポート事業を推進するために必要な事務を行うこと。
- 3 実施市町村は、可能な範囲で、結婚パスポート事業の趣旨を当該市町村内の住民及び店舗、施設、企業等に周知し、事業が円滑に進むように努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。
- (1)婚姻届を提出した夫婦に対して、結婚パスポートを配付すること。(配付の際、パスポート表面に有効期限(配布日から1年後の日)を西暦で記入。)
- 例 配付日:平成28年10月5日 → 有効期限:2017年10月4日
- (2)その他結婚パスポート事業を推進するために必要なことを行うこと。

(結婚パスポートの使用)

- 第4条 結婚パスポートの配付を受けた者は、パスポート裏面の所定の位置に夫婦(または結婚を予定している男女)両名の氏名を記載する。
- 2 結婚パスポートは、記名した2人に限り使用できるとし、他人に貸与・譲渡してはならない。
- 3 協賛店舗等は、必要に応じて、結婚パスポート提示者に対して、書類等の提出等を求め、当該パスポートを使用できる者であると確認することを、特典提供の条件とすることができる。
- 4 結婚パスポートの不正使用があった場合は、実施市町村又は県は当該パスポート使用者に対してその返却を求めることができる。

(協賛店舗等の範囲)

- 第5条 協賛店舗等は、原則として、県内に所在する店舗、施設、企業等に限る。ただし、県内に本店・本社が所在する店舗等については、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、店舗、施設、企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録することができない。
- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されている業種を営む店舗、施設、企業等。ただし、当該店舗、施設、企業等の立地状況や県民の利用状況等を勘案した上で、第1条の趣旨に照らし、当該店舗、施設、企業等が協賛店舗等たることが適当であると県が認めた場合は、この限りでない。
- (2)宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗、施設、企業等。
- (3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。)第2条第2号二規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が関連する店舗、施設、企業等。
- (4)特典を提供する際に、結婚パスポートの提示を確認することができない店舗、施設、企業等。

(5)その他結婚パスポート事業の趣旨にそぐわないと県が認める店舗、施設、企業等。

(協賛の手続き等)

第6条 結婚パスポート事業に協賛しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、店舗等ごとに様式第4号による協賛申込書により、県に協賛を申し込むものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上、協賛店舗等として登録し、ホームページ等により公表することができる。
- 3 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5号による変更・廃止届により、県に届け出るものとする。
- 4 県は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表することができる。
- 5 協賛店舗等の業務内容又は特典内容が違法又は不適切と認められる場合、県は、協賛店舗等を登録しないこと又は協賛店舗登録を取り消すことができる。
- 6 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
 - (1)提供する特典の内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、結婚パスポートの使用者が見やすい位置に掲示すること。
 - (2)特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。
 - (3)協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

(デザインの使用)

第7条 結婚パスポート及び協賛ステッカーのデザインを利用しようとする者は、原則として、県の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認に関し、必要な事項は別に定める。

(個人情報の取扱い)

第8条 県及び実施市町村は、結婚パスポートの利用者情報及び協賛店舗等の登録情報等、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、群馬県個人情報保護条例(平成12年群馬県条例第85号)に基づき、適正に取り扱うこととする。

- 2 県及び実施市町村は、結婚パスポートの利用者情報を、協賛店舗等に提供しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要と認められる事項については、別に県が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。